

20221219中庁第3号
公取企第351号
令和5年2月22日

親事業者代表者 殿

中小企業庁事業環境部
取引課長
統括下請代金検査官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課長
下請取引調査室長

手形等のサイトの短縮について

令和4年6月27日付け「下請事業者との取引に関する調査について」に基づき、下請取引の状況について御報告いただきありがとうございました。

貴社から御報告いただいた回答内容を確認したところ、貴社は、下請代金の支払につき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト（手形期間又は決済期間をいう。以下同じ。）が60日を超える手形等により支払っているとする回答がありました。

令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、同封の「下請代金の支払手段について」のとおり、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

また、当該要請に伴い、来年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法（下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。）の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています（注）。

そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内としていただくようお願いいたします。

（注）公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、繊維業は90日、その他の業種は120日のサイトを超える長期の手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導しています。したがって、貴社から御報告いただいた回答内容において、手形等のサイトについて繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形等により下請代金を支払っているとするなど、下請法違反が疑われる回答内容があった場合等には、後日、公正取引委員会又は中小企業庁の職員が照会したり、実際に貴社の事業所に赴いて調査・確認をさせていただく場合があるほか、指導等の措置を採る場合があります。